

会 議 録

1 会議名

上越市入札監視委員会 令和5年度第2回会議

2 議題（公開・非公開の別）

【開会】（公開）

【報告】（公開）

(1)発注状況について（市発注）

（ガス水道局発注）

(2)指名停止措置状況について

【審議】（公開）

抽出案件の審議について

3 開催日時

令和5年8月24日（木）午後1時30分から午後3時20分まで

4 開催場所

上越市役所 4階 401会議室

5 傍聴人の数

4人

6 非公開の理由

なし

7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

・委員：今本啓介、池田智士、井部祥子、木村豊治、大堀みき

・事務局

上越市：今井契約検査課長、鋤柄副課長、石野係長、松井係長、春日主任

ガス水道局：西山総務課長、森口副課長、城川係長、岡田主任

（審議案件担当課等）

環境政策課：渡邊副課長、南雲主任

生活環境課：中島係長

都市整備課：三原田係長、長崎技師

建築住宅課営繕室：袋係長、長沼技師、丸山主任、山口主任

健康づくり推進課新型コロナウイルスワクチン接種事務室：市川主任

教育総務課：槇島係長、手塚技師

社会教育課：山田主査

文化行政課：新保課長

ガス水道局施設課：小池係長

ガス水道局管路課：平田主任

8 発言の内容

【開会】

今井課長： 本日はご多用の中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。
本日の進行を務めさせていただきます、契約検査課、今井と申します。
よろしくお願いいたします。

今井課長： それでは、会議の開会の前に資料の確認をお願いいたします。
まず、事前にお送りしました次第、資料 1-1(発注状況総括表市発注分)、
資料 1-2(発注状況総括表ガス水道局発注分)、資料 2(抽出案件の概要)、資
料 3 そして、本日お配りしました委員名簿、座席表、以上となりますが、
よろしいでしょうか。

今井課長： 続きまして、会議の出席委員数であります。本日の出席委員は 5 名、
欠席委員 1 名となっておりますので、上越市入札監視委員会設置要綱第 6
条第 2 項の規定により、開会の要件である半数以上に達していることをご
報告いたします。

それでは、只今から上越市入札監視委員会令和 5 年度第 2 回会議を始め
させていただきます。

なお、上越市では市政への理解と信頼を深め、開かれた市政を一層推進
するために、審議会等の会議を原則として公開し、市民の皆様から傍聴し
ていただけるようにしておりますので、あらかじめご了承くださいと思います。
また、傍聴される皆様におかれましては、会議中の清聴について、ご理解
とご協力をお願いいたします。

それでは、まず始めに今本委員長からご挨拶をいただいた後、入札監視
委員会設置要綱第 6 条第 1 項の規定に基づき、以降の進行は、委員長から
お願いしたいと思います。今本委員長よろしくお願いいたします。

【挨拶】

今本委員長： 皆さんこんにちは。

本日も暑い中、お集まり頂きましてありがとうございます。

この入札監視委員会ですが、市の契約について監視をするという非常に
重要な役割を担っている委員会ですので本日も充実したご審議をお願いし
たいと思います。

以上で私の挨拶とさせていただきます。

それでは、以降着座にて失礼します。

【報告】

発注状況について

今本委員長： それでは、次第に沿って進めさせていただきます。まず、次第の 2 報告
です。(1)発注状況についてのうち市発注分について、事務局から説明をお
願いたします。今井課長お願いします。

(市発注)

今井課長： 資料の 1-1「令和 5 年度発注状況総括表(上越市)をご覧ください。
失礼ですが、着座にて説明をさせていただきます。
以降の説明につきましても、職員は、着座にて説明をさせていただきます
のでご了承ください。
資料 1-1 に基づき説明

今本委員長： 只今の事務局の説明に対し、御質問や御意見がありましたらお願いします。
す。

全委員： (意見等なし)

今本委員長： 無ければ続きまして、ガス水道局発注分ついて、事務局から説明をお願いします。
西山課長をお願いします。

(ガス水道局発注)

西山課長： それではガス水道局の令和 5 年度の発注状況について、ご説明いたします。
す。

資料 1-2 に基づき説明

今本委員長： 只今の事務局の説明に対し、御質問や御意見がありましたらお願いします。
す。

木村委員： 工事の方の説明で最初の 2 つは発注の中身を言われていて、指名のとこ
だけ 2 件、ただ指名が増えたと言われたその内訳は何でしょうか。

城川係長： 表の指名競争入札の所ですが、令和 5 年度が 38 件に対して令和 4 年度
が 13 件。件数としては 25 件の増、金額にして 3 億円ほどの増となっております。
内容といたしましては、色々な設備の更新等が集中したためによる
ものです。

今本委員長： ほかに御質問や御意見がありましたらお願いします。

全委員： (意見等なし)

今本委員長： なければ(2)指名停止措置状況について事務局からご説明をお願いします。
今井課長をお願いします。

今井課長： 令和 5 年 4 月 1 日から令和 5 年 6 月 30 日までの指名停止措置状況につ
いて、資料 2 をご覧ください。

資料 2 に基づき説明

今本委員長： 只今の事務局の説明に対し、御質問や御意見がありましたらお願いします。
す。

全委員： (意見等なし)

今本委員長： なければ次第の 3 審議に移ります。

【審議】

抽出案件の審議について

今本委員長： 今回の審議案件は、池田委員から 10 件を抽出していただきました。
池田委員はお忙しい中ありがとうございました。
抽出理由については、資料の下段に記載してありますが、池田委員の方

から補足説明をされる場合は、事務局説明の前をお願いします。

審議については、各案件について事務局が説明を行った後、委員の皆様から御質問をいただき、事務局が回答するという形で進めてまいりたいと思います。

案件の担当部局の担当者からも同席をいただいておりますが、同席されている担当の方は、発言される際、最初に部署名と名前を言っていただいから、回答していただくようお願いいたします。

《No.1 カルチャーセンター屋上防水・外壁等改修工事》

今本委員長： それでは、No.1 の案件から進めたいと思います。

今本委員長： まず、No.1 カルチャーセンター屋上防水・外壁等改修工事です。

制限付き一般競争入札で唯一 100%と言う事で抽出をしていただきました。必要があれば、池田委員から抽出理由の補足をお願いしたいと思ます。

池田委員： 制限付き一般競争入札が今回の抽出案件の中で 34 件あったのですが 100%が唯一これだけだったので、気なったので抽出させていただきました。

今本委員長： それでは、契約検査課の鋤柄副課長お願いします。

鋤柄副課長： それでは、カルチャーセンター屋上防水・外壁等改修工事についてご説明いたします。まず、抽出理由ですが今ほど言われました、制限付き一般競争入札で唯 100%という事です。本件は 5 社による制限付き一般競争入札を行いました、入札を 3 回行っても予定価格以下の入札業者がおらず、落札にいたらなかったため、最低入札金額を提示した田辺建設と随意契約交渉を行い、交渉の結果予定価格と同額の 7,050 万円の見積もり金額を提示されたため、当該事業社と随意契約を締結いたしました。

制限付き一般競争入札で唯一 100%であるとのことですが、随意交渉では 3 回目の入札額からの値引き交渉となり交渉に際しては市が相手方に予定価格を伝えることはいたしません、相手方は積算を見直し後、見積額を徐々に下げることから、偶然、予定価格と同額になったものと考えております。

今本委員長： 只今の事務局の説明に対し、御質問や御意見がありましたらお願いします。

木村委員： 資料の概要の中にあるウレタン塗膜防水は、インターネットでシリコン塗膜防水 X-1 って検索してもウレタンしか出てこないですが、ウレタンしかないのでしょうか。また、資料の概要の下の方に屋根塗装と記載がありますが、塗装の種類は指定をされているのでしょうか。塗装の種類を指定していないと競争にならないのでしょうか。

袋係長： 建築住宅課営繕室の袋と申します。

屋根塗装につきましても種類は指定しておりましてこの度は、アクリルシリコン樹脂屋根用塗料というのを指定しております。

木村委員： ウレタンではなくてアクリルを指定したのですね。

袋係長： 金属版の屋根への塗装でしたので、ウレタン塗膜防水というのはコンクリート面、ビルなどの平らな面に防水をするときの名称です。

木村委員： 材質との相性ということですね。

木村委員： 130万円を超えるので制限付き一般競争入札の電子入札でしょうか。

今井課長： はい。電子入札です。

木村委員： 一般競争入札なので、参加された方が5者ということでしょうか。

今井課長： 手を挙げた方が5者ということです。

木村委員： 田辺建設の落ち具合が200万円ずつ落ちてきたのですが、随意契約から紙ベースになったのでしょうか。

今井課長： 随意契約は価格交渉になるので、対面で業者と私どもが予定価格は言えないけどもう少し価格を下げてくださいと予定価格以下にならないので、無理をしない範囲で再度、金額の提示を願いますと口答でやりとりをします。

木村委員： 随意契約は1回でしょうか。

今井課長： はい。

木村委員： 最後は、金額が300万円位落ちていたので、随意契約のやり方について確認をさせていただきました。

今井課長： 実際は、対面でやるので業者は7,300万円です。と価格を提示してきます。そうすると市はそれだとまだ予定価格には達しません。という交渉をしてきますので、例えば50万円ずつ落としていくと予定価格に合うとか実際はそのような感じで交渉をします。

木村委員： 結果的にはもらった紙は1回だったけど、価格交渉をされ随意で契約をされたということですね。一方、制限価格についてはもらしていませんよということですね。

今本委員長： ほかに御質問や御意見がありましたらお願いします。

井部委員： 予定価格と入札価格がだいぶ乖離していたと思います。皆さんが積算した材料費とか人件費とか内訳があると思いますが、予定価格と比べてはどのあたりで差が出てしまったのか教えてください。

今井課長： 随意契約で契約が締結する際に、何でこんなに差がつかましたかとお聞きするとだいたいは、資材単価が入札の時と実際、工事を始めるときより上がったりの場合があるので資材単価の余裕を見ましたとか、作業員の工賃とかも若干あがるので少し余裕をもって金額を大きくして入札しましたというようなお答えでした。

井部委員： はいわかりました。ありがとうございます。

今本委員長： 今の井部委員の質問と関係するのですが、予定価格の積算の時に資材の

値段が上がるとかどうゆう頻度で考慮されるのでしょうか。

袋係長： 今回の予定価格の算出方法ですが、新潟県が用意している県の単価というのがあります。それを採用しています。もしそれで県の単価がなければ全国で出版している物価資料を基に単価を算出しています。それでもなければ市内業者から参考見積を頂いています。予定価格を算出する時点での最新の県の単価、物価資料を使っています。その先の物価の上昇を予想してということはおしていません。

今本委員長： 今結構、物価が上がっているんで、なかなか今回のように予定価格で落ちないということが想定されるということではないのでしょうか。

今井課長： はい。

今本委員長： ほかに御質問や御意見がありましたらお願いします。

全委員： (意見等なし)

今本委員長： なければ、No.1 の案件はこれで、これで終わりたいと思います。

《No.2 直江津東中学校普通教室エアコン設置工事》

《No.2-1 春日新田小学校特別支援学級エアコン設置工事》

今本委員長： 続きまして、No.2 の案件は、他のエアコン設置工事と比べて落札率が低いのはなぜかということで抽出していただきましたが、何か補足はありますか。

池田委員： 直江津東中学校と春日新田小学校の他に大潟町小学校、大和小学校、春日小学校があって内容は同じエアコン設置工事ですが、この2つだけが落札率が低かったので抽出させていただきました。

今本委員長： それではNo.2、No.2-1 について鋤柄副課長から説明をお願いします。

鋤柄副課長： 他のエアコン設置工事と比べて落札率が低いのは何故かという理由で抽出して頂いております。抽出して頂いた2件の工事は、工事の内容抽出理由は同じですので合わせてご説明させていただきます。

今回の対象期間となる令和5年4月1日から6月30日の間にエアコン設置工事は全部で14件ありました。14件のエアコン工事の多くは落札率が90%台であるのに対し抽出して頂いた2件の工事は落札率が他よりかなり低くなっております。

当市では規定により落札率が85%を下回ると低入札価格調査を実施する事となっておりますので、この2件の工事について低入札価格調査を行いました。2件の工事の落札者はともに島津工業ですので、調査の相手方は1者となります。島津工業によると価格を抑えられた大きな理由は、機器を安価に入手出来たとの事でした。この点について工事費内訳書を確認したところ他者と比較して機器調達費が安く抑えられたことが確認できました。以上により落札業者が仕入れ額を安価に抑えることが出来たことによるものと考えております。なお、2つの工事はすでに完了しており、設置さ

れたエアコンは現在、問題なく稼働していることを確認しております。

今本委員長： 只今の事務局の説明に対し、御質問や御意見がありましたらお願いします。

池田委員： 他のエアコン設置工事に島津工業は参加していなかったのでしょうか。

鋤柄副課長： その他に1件ございました。こちらの落札率もやはり低くて71%となっております。理由は同じように機械を安く仕入れることが出来たという事とのことでした。

池田委員： そちらは落札されたのですか。

鋤柄副課長： はい。

池田委員： わかりました。

今本委員長： ほかに御質問や御意見がありましたらお願いします。

木村委員： ここの2件と思ったのですが、14件他にあると言われたので発注単位はどんな考え方でしょうか。1件ずつで出さないで、14件に分けたのは学校単位で発注するようにしているのでしょうか。

鋤柄副課長： はい。各々の施設、学校単位です。例えば大和小学校なら大和小学校で、直江津東中学校なら直江津東中学校で発注しています。

木村委員： 例えばスケールメリットという考え方もあるのですが、小分けにする理由はあるのでしょうか。

今井課長： やはり受注機会、地元の業者さんの受注機会をなるべく多く与えるということで、同じものについては地域分けして市内何か所に分けるということもあるのですが、通常、設備関係につきましては、受注機会を皆さんに持ってもらおうということで施設単位に発注しているという状況です。

木村委員： 選定理由の所で、工事のランクについて前に資料を頂いて、管工事は500万以上がAランクと前回、説明して頂いたのですが、もう一方において2,000万以上だったらBランクの所にAランクの業者が入るといのは品質管理の関係でというお話を説明して頂きました。今回はAランクだと思いますが、Aランクの人がBランクに入るのではなく、Bランクの人がAランクに入っているようですが、Bランクの人が入るのでしょうか。

鋤柄副課長： 今回ランクとしてはAランク工事ですが、相乗りと言いまして、Bランクの業者も数は少ないですが入ることがあります。今回はBランク業者が4社入っております。

木村委員： 何々だから入りますってそこがよく分からなかったです。

鋤柄副課長： 相乗りと言いましてAランク工事ですが、Bランク業者が3割までは規定によりまして入ることが出来ます。今回もそれに準じてBランク業者が入りました。

木村委員： 3割まで入れるのですね。

鋤柄副課長： 10社がAランク業者で、4社がBランク業者ということです。

木村委員： 考え方として、Aランクの工事なのだからAランクの業者を全部入れて、

足りなかったところに B ランクを入れるのに足りていても、A ランクの人をコミットして 3 割入れるのでしょうか。

鋤柄副課長： 近接性を重視しますので、施設から近い業者を選んでいく中で、B ランク業者で近い方がいらっしゃれば B ランク業者を指名しております。

木村委員： A ランクの業者が全部近くても 3 割入れるのでしょうか。

鋤柄副課長： A ランク業者が全部近く、14 社いらっしゃれば全部 A ランク業者を選びます。その中に B ランク業者が入ってくれば B ランク業者も最大 4 社まで指名するという事です。

木村委員： 工事ごとに勝手に物差しを動かすというのは、恣意的だというように理解します。この業者を入れたいから、物差しを変えるという考えになります。もしやるのなら統一的にやらないと駄目ではないでしょうか。

今井課長： 今の相乗りのやり方は、そのようなルールという事で公表しております。近接性で近いところから選んでと先ほど言いましたように、A ランクが 14 社そこに全部、入れれば全部 A ランクになりますが、近いところに B ランクの業者がいれば 3 割以内で入れますというようなルールを公表しております。その業者をその時だけ入れるということではなくて、そのルールで指名していると皆さんに周知してありますので、公平に行っていると考えています。

木村委員： それは普遍的ルールという事でしょうか。

今井課長： はい。公表しているルールです。

木村委員： ここに地理的要件というのは 11 市内という事でしょうか。

鋤柄副課長： はい、そうです。

工事場所から距離で近い業者を入れるということです。

木村委員： さっき資格停止があったように、東京の業者は入れる訳にいかないから、地理的で今の広域の上越市内の業者を一時的に言っているのではないのでしょうか。

鋤柄副課長： そうです。市内の本社です。

木村委員： 例えば柏崎市とか新潟市とかコミットして、上越市に、今の旧の直江津と高田の上越市でなくて、三和とか吉川とか入った上越市が今のこの選定理由の中にある地理的要件というのはそういうことなのではないでしょうか。

鋤柄副課長： はい。

木村委員： 今の上越市。もう一方の物差しで距離で 3 割以内ということで、それはそれでいいのですが、参考見積の業者は、どのように選んでいるのでしょうか。

鋤柄副課長： 基本的には、施工場所から近接の業者から参考見積を貰うように、各担当の方にはお願いしてあります。

木村委員： この業者を選定するときには、どのように選定しているのでしょうか。参考見積でなくて、本当の指名する時は指名委員会とかでしょうか。誰か

一人が決めているのでしょうか。

鋤柄副課長： 管工事業者名簿がありまして、その中から、まず市内本社の業者を抽出しまして、その中からランクが A、B ありますので、その工事に応じて、ランクの中から施工場所から近い業者を選定しております。

木村委員： それは、ある担当者が決め、それで決まるのですか。

鋤柄副課長： そうです。担当者が選定したものをまた係の者がまたチェックをして、最終的に決定するという事になります。

木村委員： 決定する人は誰でしょうか。

鋤柄副課長： 課長、部長等金額によって違います。

木村委員： 決裁方式で決裁をもらうということですね。しかし参考見積は、そういうラインではないところで業者が決まるのですね。

鋤柄副課長： はい。参考見積は担当の部署の方で、取って頂きますので、契約検査課では参考見積は取りません。

木村委員： ここの書き方としては、先ほどの A ランク、B ランクの地理的要件を考えた業者プラス担当部署が勝手に決めた参考見積の業者を入れられるっていう書き方ですけど、そういう内容でしょうか。

鋤柄副課長： 基本的には参考見積をいただいた業者は指名の中に入れております。

木村委員： 人情的には分かりますが、そういうステップを踏まないで選んだ業者が入ってくるのですか。

今井課長： 参考見積は、担当課の建築住宅課・営繕室の方で取ります。その参考見積を取るのも担当者が適当に取るのではなく、担当者がこの業者でよいかと一回、建築住宅課・営繕室できちんと決裁を取ります。見積もりを貰ったらこういう見積もりが来ましたという事で決裁を取って、その決裁を取った参考見積を、我々の課に参考として提出します。その中の参考見積を貰った業者も含めて地図に会社の場所を落としてそこから施工場所を中心に同心円を描いて、近い順に拾っていくという事になります。

木村委員： 参加業者を決めるところは 2 つあるという事ですね。契約検査課と担当課が決められる権限があるのですね。

今井課長： はい。そうです。

ただ参考見積を貰ったから無条件に指名に入れるということはせず、金額により管工事 A 又は B と設定し、その後、地理的要件で近接か要件に合致している参考見積業者を指名しているということになります。

木村委員： そこで、さっき言ったルールで一旦、もう一回スクリーンにかかるという事はなっているのですね。

今井課長： そうです。

今本委員長： ほかに御質問や御意見がありましたらお願いします。

全委員： (意見等なし)

今本委員長： なければ、No.2 の案件は、これで終わりたいと思います。

《No.3 スポーツ公園パーゴラ更新工事》

今本委員長： 続きまして、No.3 の案件は、スポーツ公園パーゴラ更新工事について、指名競争入札が 100%になっていると。他の業者はいなかったのかという事で抽出して頂きましたが、何かありますか。

池田委員： 指名競争入札で何社か 100%は、何件かあったのですが、その中で金額が高いところでの一つだけ抽出してみたところですよ。

今本委員長： それでは、鋤柄副課長お願いします。

鋤柄副課長： 指名競争入札なのに 100%であるという事、ほかの業者はいなかったのかという理由で、抽出していただいています。本件は業者からの参考見積をもとに予定価格を設定しております。参考見積を徴収した業者は網掛のある 2 者となり 2 者を比較した結果、金額の安価な落札者である創高建設の見積金額を予定価格として採用しております。実際の入札では、創高建設が見積金額と同じ金額で応札し、また他にこの金額を下回る業者がいなかったため、結果として当該業者が落札率 100%で落札業者になりました。

また、他に業者はいなかったのかという御質問についてですが、指名対象になる市内本社の業者は、資料に記載された 12 者の他にもおりますが、予定価格が 697 万円の土木工事は C 等級の工事に該当し、この場合、指名業者数は 12 者と要領で定められておりますので施工場所に近接する業者から順に 12 者を選定しております。

今本委員長： 只今の事務局の説明に対し、御質問や御意見がありましたらお願いします。

池田委員： 見積もりを取った 2 者は、創高建設と上新商事というのでしょうか。この 2 者は近いからという事で見積もりを取ったのでしょうか。

鋤柄副課長： 基本的には近いという事になります。

池田委員： わかりました。

木村委員： この頂いた資料ではランクは C ランクですよ。B ランクが入っているのは、これも 3 割規定でしょうか。

今井課長： はい、同じ規定になります。

木村委員： さっきは、3 割規定は下から入れる話でしたよね。上から入れたり下から入れたりするのでしょうか。先ほどの管工事は、A ランクの工事だったのですが、B から入れたのですよね、下から入れたのですよね。今回は C ランクだったのですが、D から入れないで B から入れたのですよね。それは何か決まりがあるのでしょうか。

今井課長： 資料を確認してみます。ちょっと時間かかるようなのでまた、後ほど答えさせていただきます。

今本委員長： 調べて頂いているところですが。池田委員は 100%だという事で抽出していただいたけど、今回の場合はたまたま 100%となっていたという認識

でいいのでしょうか。

今井課長： これは創高建設が 697 万円の参考見積書を出していますので本人は当然、自分が出した金額がわかっているのですが、実際の入札の時にもその金額で入れてきたので 100%となったということ事です。

今本委員長： 代わりに、見積よりも下で入れきたりすることもありますので、今回は正直に入れてきたという事ですね。

今井課長： そう言うことでございます。

今本委員長： 先ほどのお答えをお願いします。

鋤柄副課長： 今回 C 等級の工事ですが、この場合 C ランク業者ですが相乗りは、B ランクの業者もしくは下の D ランクの業者が 3 割範囲以内で指名することができて、この工事については D ランク業者がいなくて全部 B ランクの業者になったものです。

木村委員： B と D の割合はありますか。

鋤柄副課長： ないです。B か D で 3 割です。

木村委員： 上下合わせて 3 割ということですね。

今本委員長： ほかに御質問や御意見がありましたらお願いします。

全委員： (意見等なし)

なければ、No.3 の案件は、これで終わりたいと思います。

《No.4 汚泥リサイクルパーク破砕機修繕工事》

今本委員長： 続きまして、No.4 の案件は、落札率が低いのはなぜか、予定価格の適正さとはということで抽出していただきましたが、池田委員から何か補足があればお願いします。

池田委員： ありません。

鋤柄副課長： 本件は、No.3 と同様、業者からの参考見積を基に予定価格を設定しております。

参考見積もりを徴取した業者は、網掛けのある 2 者となり、2 者を比較した結果、金額の安かった 2 番目の進和の見積金額を採用しております。

因みに、進和の応札額は予定価格とした見積金額より 42 万円安くなっており、落札率は 88.8%となっています。

実際の入札では、ナンヨー 트레이ディングが 188 万円で最低応札者になり、落札率が 50.13%と 85%を下回りましたので低入札価格調査を行いました。

ナンヨー 트레이ディングによると、部品については、メーカー代理店として、安価な汎用品を使用する他社との競合に差をつけるため、メーカーの協力を得て機器調達費を低減することができたとのことでした。

この点について、工事費内訳書を確認したところ、進和より機器調達費が安価に抑えられていることが確認できました。以上が、落札率が低い理由になります。

次に予定価格の適正さの点ですが、見積りを提出した時点と実際に入札する時点では、応札者の状況が変わる場合もあり、今回のように、実際の入札に際し、メーカーとのやり取りで当初予定していた金額と応札額に差が生じることもあります。

予定価格は2者以上の複数業者から徴取して設定おりますし、ナンヨー 트레이ディングが部品を当初予定していた金額より安価に入手することができたため、予定価格を大きく下回る応札金額になったもので、予定価格は適正であったと考えています。

今本委員長： 只今の事務局の説明に対し、御質問や御意見がありましたらお願いします。

池田委員： ナンヨー 트레이ディングは見積もりを出していると思いますが、その時は高い金額で出していたのでしょうか。

鋤柄副課長： これよりも高い金額で頂いております。545万円で最初、出させていただきました。

池田委員： 545万円だったところ実際の時は188万円だったのでしょうか。分かりました。

木村委員： 工種についてですが、機械器具設備は工事・委託・物品の中の物品に入るのでしょうか。

鋤柄副課長： 機械器具設置工事になるので工事になります。分類上は工事の中のその他に入ります。

木村委員： 破碎機というのはどのようなものでしょうか。

中島係長： 汚泥リサイクルパークという一般廃棄物処理施設に入ってくる、し尿浄化槽汚泥を送る際にゴミが混入しているため、そのゴミをカッターで細かく砕いて次の工程に送り込む機械になります。

木村委員： 業者の選定ですが、当初、機械を設置した時の業者は入っているのでしょうか。

鋤柄副課長： 当初は施設一体で発注をして、大きいプラントを作る建設業者が建てたものなのでこの中に入っていないです。

木村委員： 当初は、大手のゼネコンで建設したということが入っていないということでしょうか。破碎機には銘番はありますか。

中島係長： あります。

木村委員： 製造元は上越市内の業者ではないということでしょうか。

中島係長： はい。

木村委員： 通常、そのような特殊な機械は特約店があると思いますが、特約店の業者は入っていますか。

中島係長： ナンヨー 트레이ディングと進和が代理店となっています。

破碎機のメーカーですがハスクバーナーゼノアという特殊な機械となっています。

- 木村委員： 参考見積をとった2者が特約店なのでですね。
仕様の内容ですが、分解、点検、清掃、部品交換、組立、試運転とありますが、分解してみても部品交換が分かるようになると思いますが、当初契約した金額と最終金額は同じですか。
- 鋤柄副課長： この工事は来年の3月15日までなので、まだ最終的な金額は出ておりません。
- 木村委員： 部品交換については、初めから想定した部品が見積もりに入っているのでしょうか。
- 中島係長： 毎年、修繕工事をしている機械です。中には、カッター刃という特殊な機械を使っており、1年に1回交換をするようメーカーから示されているためメーカーの方で1年に1回、交換しますという修繕工事になっています。
- 木村委員： それ以外に予定している部品交換はありますか。
- 中島係長： 当初から予定して見積もりを取っています。
- 木村委員： 今回の刃以外にも指定した部品交換はありますか。
- 中島係長： それ以外の細かい部品についても1年で消耗してしまうので中身の交換を行う見積もりを取っています。
- 木村委員： 毎年しているから交換する部品が分かるということで必ず交換するという見積もりの内容なのでですね。
- 中島係長： はい。そうです。
- 木村委員： そこで見積もった業者によって使える、使えないの判断が違うから落札率が開いたということではないのですか。
- 中島係長： はい。そうです。
- 木村委員： それ以外に壊れているところがあれば変更契約をするのでしょうか。
- 中島係長： はい。そうです。
- 木村委員： 見積もりの段階で部品交換に差が出ているわけではないのですか。
- 今本委員長： ほかに御質問や御意見がありましたらお願いします。
- 大堀委員： ナンヨー 트레이ディングが最初に出した金額が545万円で実際が188万円で3分の1の金額ですが、理由についてもう一度教えてください。
- 鋤柄副課長： 部品の調達費が安かったというところで、ナンヨー 트레이ディングがメーカーから仕入れるにあたって交渉する中で安価で入手することができたものです。
- 大堀委員： このような違いがある他にもあるパターンなのでしょうか。
- 鋤柄副課長： 頻繁にあるわけではないですが、当初、予定していた仕入れの金額で見積もりを出しますが、相手方とのやりとりで下げてくる場合もあります。
- 大堀委員： ありがとうございます。
- 井部委員： 選定理由の中に類似工事実績が有りとはありますが、過去に上越市の案件で実績があるということなのか、それに限らず違う地域であったり地方公

共団体以外のところであればよいのか、回数が1回でもいいのか何回かな
いと選定されないのか教えてください。

鋤柄副課長： 汚泥リサイクルパークについては特殊な機械であるため、過去に汚泥リ
サイクルパークで汚水処理設備を扱った業者を抽出し、担当課と協議をし
て施工可能な業者を選定しています。実績あれば過去どこまで追うかとい
うこともあります、対象としております。

井部委員： 特殊な機械であるためこの要件が入るのは当然とは思いますが、毎年あ
る工事で過去に実績がないと入れない工事となると新しい業者が入る可能
性が少なくなると思いますが、この中の業者が工事できなくなった場合に
業者が減っていってしまうので、新しい業者を入れるというのは制度とし
てどのようなになっているのでしょうか。

鋤柄副課長： 担当課と話をしながらできそうな業者を名簿から調べて選定していき
たいと思っております。

井部委員： 何社以下になったら新しい業者の可能性を考えるとというような細かいと
ころまでは決まっていないということでしょうか。

鋤柄副課長： 数は決まっておられません。競争性は確保しなければならないため4者で
あれば競争性が確保できると思って4者にしていますので、もう少し増や
すとか数は決まっておませんが考えていきたいと思っています。

井部委員： 4者であっても2者は辞退なので数的に比べても他の案件より少ないと
いう印象がありました。決まりとして何社以下になったら考えるとかその
ようにしていく方がよいのではないかと感じたので検討していただけたら
と思います。

今本委員長： 先ほどの説明で汎用品を使って安くしたというような説明がありました
が、そのようなことはあるのでしょうか。オーダーメイドのような気がし
ましたが。

中島係長： 汎用品を使い安くしたのではなく、ハスクバーナーゼノアというメーカ
ーと代理店であるナンヨー 트레이ディング又は進和が部品を購入するにあ
たって安く仕入れたということです。

今本委員長： 分かりました。

ほかに御質問や御意見がありましたらお願いします。

全委員： (意見等なし)

今本委員長： なければ、No.4の案件は、これで終わりたいと思います。

《No.5 汚泥リサイクルパーク水処理設備定期修繕工事》

今本委員長： 続きまして、No.5の案件は、随意契約を選択した理由を確認したいとい
うことで抽出していただきました。池田委員、何か補足があればお願いします。
ます。

池田委員： ありません。

鋤柄副課長： 本工事は、毎年定期的に行う、水処理設備の点検修繕となっており、水 ing エンジニアリング(株)との一者随意契約となっております。

発注方法については、本来、競争に付すべきところですが、当該水処理設備は当該業者が設計・施工しており、主要部が独自の技術により構築されており他社がその内容を知りえないこと、今回修繕部分を含めシステム全体の一体的機能を確保する必要があること、また、修繕の間、機器の停止期間に制限があるなど、これらのことが上越市財務規則第 135 条第 3 項、随意契約ができる場合の第 2 号、その性質又は目的が競争入札に適しないものとするとき。と認められることから、当該水処理設備の設計・施工業者である水 ing エンジニアリング株式会社との一者随意契約としたものです。

今本委員長： 只今の事務局の説明に対し、御質問や御意見がありましたらお願いします。

池田委員： 随意契約で 5 千万円ですが、この会社が当初から関わっているということで随意契約というのは分かりますが、例えばこの業者がダメになり代替業者がない場合も出てくる可能性もあると思いますが、危機・リスク管理はあるのでしょうか。

中島係長： 水 ing エンジニアリングという会社は汚泥リサイクルパークを建設した荏原製作所のメンテナンス会社です。プラントメーカーの一員となっております。もし荏原製作所が倒産した場合、プラントメーカーが倒産しても代替の引継ぎ会社が必ず出てきております。過去に経験はありませんが、そのように業界から聞いておりますので対応できると思っております。

池田委員： ありがとうございます。

木村委員： 独自の水処理施設ということですが、写真など説明資料に工夫をしていますがただかかないとよくわかりません。名簿の中に荏原製作所の特約店はあるのでしょうか。

鋤柄副課長： 承知しておりません。

木村委員： 先程の破砕機修繕工事についても類似業務でできそうなところで競争させるのに参加をさせていますが、荏原製作所の特約店が他に登録業者の中にあれば類似業務で構わないのではないのでしょうか。

鋤柄副課長： 特約店に関しては、どこの業者が特約店かは承知しておりません。

木村委員： そのような場合は、会社に電話をして確認をするのです。そのような努力をしないと 5 千万円の競争性を確保することができないと思います。

中島係長： 水 ing エンジニアリングは先程のポンプの特約店と意味合いが違い、プラントの運転管理から建設まで全てを請け負っている会社であります。荏原製作所が管理するメンテナンス会社は水 ing エンジニアリングしか今のところないためこちらを選定しております。競争入札に関しては、施設の処理能力が大きく変動されてしまうようなものについては、水 ing エンジ

ニアリングが補償をもって年間を通した運転を担保するのを確保させたいと施工させております。例えば先程のポンプは基幹的な設備と切り離して修繕できるものは入札しております。施設の基幹的な設備は非常に重要な部分となりますので、プラントメーカーの補償のもとしっかりと修繕を行っていただきたいと選定しております。

木村委員： 基幹的の基幹はどのような基幹ですか。

中島係長： 施設の中核部ということです。

木村委員： 福島第一原発の東芝と同じということでしょうか。

中島係長： はい。そうです。

木村委員： 東芝はなかなか外国企業に渡さないというのは、東芝が作ったからでノウハウが他にはないからということですね。

中島係長： はい。そうです。こちらのし尿処理施設については、荏原メビウスシステムという独自のシステムを荏原製作所が作っていますので、そちらのメンテナンス業者を選定しております。

今本委員長： ほかに御質問や御意見がありましたらお願いします。

全委員： (意見等なし)

今本委員長： なければ、No.5 の案件は、これで終わりたいと思います。

《No.6 新型コロナワクチン接種コールセンター運營業務委託》

今本委員長： 続きまして、No.6 の案件は、随意契約を選択された理由を確認したいということで、池田委員から補足はありますか。

池田委員： ありません。

今本委員長： それでは契約検査課石野係長から説明をお願いします。

石野係長： まず、業務内容についてご説明いたします。

主な業務内容は、市民からのワクチン接種に関する問合せに対応するための、コールセンター開設に向けた、パソコンや電話などの事務機器の設置、マニュアルや質疑応答の作成。開設後は、接種予約の受付や変更、キャンセル処理、接種に関する制度内容や市の取組についての問合せへの対応、その他、接種記録のシステム入力や問合せ・要望・苦情内容の分析と報告業務などです。

随意契約を選択した理由ですが、まず、本案件以前に初回のワクチン接種券が発送される直前の令和3年3月末から本年の6月末までコールセンター運營業務を当該業者が実施しておりました。

今回、7月以降も当業務を実施することになったことから、引き続き問合せに対する対応品質を下げず円滑に業務を進めるため、当該業務開始当初からの実績と様々なノウハウを持っている当該業者と随意契約をいたしました。

今本委員長： 只今の事務局の説明に対し、御質問や御意見がありましたらお願いします。

す。

池田委員： 先程の汚泥リサイクルパークの特殊性と比べてコールセンターの運営であれば他の業者でもできるような気がしました。令和3年度からの実績で慣れているということもありますが、他の業者でもできるのではないかとと思いますが、なぜこの業者と随意契約しなければならなかったのでしょうか。

石野係長： 当初契約は競争で選定しました。その後、国の対応ですとか様々な混乱した状況の中で随時、現場合わせて対応を行っていく中で、市民からの対応を滞らせると最終的にワクチン接種にしわ寄せがいくため、市民の生命財産を守るうえではやむを得ないと判断し、随意契約となりました。

市川主任： 補足をお願いします。担当の新型コロナワクチン接種事務室の市川です。今回のコールセンターの業務ですが、市民からのお問い合わせの対応と重要な役割として接種記録の入力があります。接種記録の入力ですが、病院で接種された予診票が市に集約され全国共通の接種記録システムへの入力と市独自の接種記録台帳に入力をしてもらう等、システムをきちんと操作できる方々でないとコールセンター業務全般が行えないという特殊性があるためこの業者をお願いしてきた経緯があります。

今本委員長： ほかに御質問や御意見がありましたらお願いします。

木村委員： 全国的に上越市のやり方が良かったと褒められていましたよね。一番最初は競争でしたよね。私達もお世話になり同じ業者がやるから私たちは良かったと思いますが、一方では、市側では終わるごとに評価やチェックが継続されて行われていると思います。三和区総合事務所では体制的には何人で行い、機械は持ち込みされていたのでしょうか。

市川主任： ノートパソコンは業者の持ち込みで、市の独自のシステムに関しては市の用意したもので対応していただきました。

木村委員： 当初は競争で競争性が発揮されていますが、随意契約で一番困るのはその価格の適正性をどのように担保していくかが随意契約のポイントになると思います。参考見積は業者が網掛けになっていますが、ここで競争性がなくなっているのではないのでしょうか。体制についてお聞きしましたが、ほとんどが人件費であれば会計検査院の勧告額を選らぶとか業界の物価本を見るとかそのようなところの人件費だけ面倒を見ればよいのではないのでしょうか。そうでなければ競争性がなく言い値になってしまうため、そのへんはどのように担保されているのでしょうか。

石野係長： これまでの見積の実績や内容と業者が出してきた参考見積もりを精査してその額が妥当か判断したうえで採用しております。

木村委員： これまでの伸び率とかで担保しているのでしょうか。

石野係長： どれだけの件数をこなして、どれだけの時間をかけて、どれだけの設備投資をしてきたかを総合的に勘案し、その数字が妥当かどうか判断して、

最終的にその数字が大すぎればもう少し価格を下げてもらえないということになります。

木村委員： 前回の補助金の場合は10分が30分になってと時間単位でしたが、今回は人だから日単位でやっているのではないのでしょうか。忙しさは1日に1件しかこななければ楽だから例えばAランクBランクCランクと沢山だったらAランクで査定していますと人件費査定ではないのでしょうか。

石野係長： 最終的に掛かるのは人件費だと思いますが、1日当たりにかかってくる電話の件数や入力の子数、それぞれの手間を考慮して実績をみながら総合的に判断して金額が妥当かどうか判断しています。

木村委員： 参考見積をもらっても市は一応チェックをしているということですね。

石野係長： 全ての業務において過大な見積をしていないかどうかを確認しております。

木村委員： そのような形で適正性を確保されているという理解ですね。

今本委員長： ほかに御質問や御意見がありましたらお願いします。

全委員： (意見等なし)

今本委員長： なければ、No.6の案件は、これで終わりたいと思います。

《No.7 上越市第4次環境基本計画印刷製本》

今本委員長： 続きまして、No.7の案件は、落札率が低いのはなぜかという理由から抽出していただきました。池田委員から補足があればお願いします。

池田委員： ありません。

今本委員長： それでは、石野係長から説明をお願いします。

石野係長： 本件の予定価格に対する、全者の入札額の割合を確認したところ平均で47.27%となっており、全体的に低い価格での入札となっておりました。

参考見積業者も54.2%と低かったことから、理由を聞き取ったところ、参考見積書作成時に想定していた秋頃から年度末にかけては、報告書や次年度へ向けた印刷物などの発注が多いことから参考見積額程度での入札となるが、年度当初は発注量が少ないため、案件にもよるが安価に入札した。とのことでした。

こういった理由により、全体的な入札額が低くなり、さらに受注意欲の強さが低い落札率になったものと考えております。

今本委員長： 只今の事務局の説明に対し、御質問や御意見がありましたらお願いします。

池田委員： 予定価格が225万円ですが、これは見積もりでしょうか。

石野係長： はい。参考見積です。

池田委員： それから相当、金額が下がっていますが、見積もりを出したのはシンエツ印刷でしょうか。

石野係長： はい。

- 池田委員： そこから皆さんの努力で金額が下がったということでしょうか。
- 石野係長： 努力もありますが時期的なものもあります。
- 池田委員： わかりました。
- 今本委員長： ほかに御質問や御意見がありましたらお願いします。
- 木村委員： 選定理由でクラス1とはどのような区分けでしょうか。
- 石野係長： 主な印刷内容ですが、カラー印刷、パンフレット、チラシ類、ページものについてクラス1の業者が8者おり、指名しております。
- 木村委員： パンフレット等きれいな高級なものです。
- 石野係長： そうです。
- 木村委員： 今回、フルカラーということで物品の中の印刷業者クラス1ということで、印刷物は見えていませんが表紙の企画デザインはどうされたのでしょうか。
- 南雲主任： 環境政策課の南雲と申します。私からお答えさせていただきます。こちらの方で原案を提出し印刷業者から見栄え良く加工していただきました。
- 木村委員： 写真や絵は入っていたのでしょうか。
- 南雲委員： はい。写真が8枚ありました。
- 木村委員： 印刷も物価版よりも割安になることもありますが、デザインとか値段があってないようなものでこのように階差が出てきたりします。実際はデザインとか積算の中に入っていましたか。
- 南雲主任： デザインも含めてあります。
- 木村委員： 予定価格と落札価格との差はどこらへんでありましたか。
- 石野係長： 内訳までは求めていないので、どの部分で差が出たかは分かりません。
- 木村委員： どのように見積もりで求められたのかお聞きしました。
- 今本委員長： ほかに御質問や御意見がありましたらお願いします。
- 井部委員： 先程の説明の中で、時期が繁忙期ではないということで見積もりの金額より大幅に下がったということでしたが、見積もりを取る段階では期間の情報がでない段階で見積もりを取るという意味合いでしょうか。
- 石野係長： だいたいの発注時期は分かっていたようですが、業者にとってその時期にどれだけの業務量があるかは見えない部分もあってまずは通常の価格で積算し、実際にその時期が来ると自分たちが抱えている業務量を見て安く入れるか通常の価格で入れるか判断しているとお聞きしました。
- 井部委員： 印刷業者が年度末、忙しいというのは毎年のことだと思います。年度末なのかそれを過ぎた時期なのかを提示した上で見積もりを取らないとここまで差額がでると見積もりを取った意味が薄れてしまうと思います。例えばはっきり言えないけど4月以降だよとか情報を提示しないと実情にあった見積もりが出てこないと思います。そのようなことを今後していくような予定はありますか。
- 石野係長： だいたいの時期は示していますが、業者のほうが一般的な価格で参考見

積を出しておいて、それより高くなるとできる業者がいなくなってしまうのである程度の高めで出しておいて、実際に発注される時期が確定した段階で、自分たちが抱えている業務量が多いのか少ないのかを判断して価格を決めているとお聞きしました。

井部委員： 分かりました。ありがとうございます。

今本委員長： 他はいかかでしょうか。気になったことがあります。今回、かなり安い価格で落札できたということですが、業者によってデザインとかがうまくいかないことが割とあったりして、このようなものは完全な一般競争入札でもよいのかなあと思う時がありますが、そのあたりどのような形で仕様をつくったり工夫されているのでしょうか。

石野係長： デザインも含めて印刷を発注する場合は、なるべく自ら市の職員がある程度の具体的な部分まで決めて発注してくださいという指導をしておりますが、専門業者に任せたいという向きもありまして、過去にデザイン部分と印刷部分を分割して発注している時期もありましたが、デザイン業者と印刷業者のデータの交換ややりとりが上手くいかず、一括発注の今の状態に戻ってしまいました。先生のご指摘のとおり難しい問題を抱えております。

今本委員長： やはり難しいですね。ほかに御質問や御意見がありましたらお願いします。

木村委員： 余談ですが、物価版に印刷というのがたまに出ますが、デザインのところにAとかBとかランクがあって額が違ってどれをやるかというのが出ていて、そこを参考にやっていたのですが、写真をたくさん渡すと言っても結局、向こうが著作権をもち、向こうが作成したことになってしまうので、デザインをどのように上手くさせるか、見込んでいた額ぐらいきれいにデザインをさせるかが、腕のみせどころになるのでムダ金にならないようにお願いします。

今本委員長： ほかに御質問や御意見がありましたらお願いします。

全委員： (意見等なし)

今本委員長： なければ、No.7の案件は、これで終わりたいと思います。

《No.8 新潟県上越市 一般国道 253 号三和安塚道路関係発掘調査報告書印刷》

今本委員長： 続きまして、No.8の案件は、落札率が低いのはなぜかということで抽出していただきました。補足はありますか。

池田委員： ありません。

今本委員長： それでは、石野係長説明をお願いします。

石野係長： 落札業者であるシンエツ印刷(株)は過去3年間の市内遺跡発掘調査報告書を受注しており、本件と仕様が似ている報告書の作成実績やノウハウがあること、また、No.7と同じく発注時期が早かったことなどによる、受注意

欲の強さが低い落札率になったものと考えております。

今本委員長： 只今の事務局の説明に対し、御質問や御意見がありましたらお願いします。

木村委員： 紙質のボンアイボリーというのは、美術書みたいなものに使われると思いますが、どのような報告書なのでしょう。

新保課長： 文化行政課の新保と申します。今日はそれと全く同じものではありませんが、過去に出しているものがこのようなものであります。基本的に文字データと図版、写真が製本されたものになります。

木村委員： 中に見返しもありますよね。

新保課長： はい。あります。

木村委員： 結構、高級印刷で高級なやり方でされているのですね。

新保課長： 印刷製本の仕様が高級かどうかは私の方では判断はできませんが、文化財保護を目的として未永く記録として保管保存しておくものになっています。そのため2~3年で無くなってもよいものではなくて、未永く保管保存するというところからある程度の紙質等が必要だと考えております。

今本委員長： 割と分厚いものですよ。

新保課長： 厚さというものは発掘した遺跡の結果の内容によってボリュームが多くなるのか少なくなるのか違ってきます。

今本委員長： 表紙の材質は割と分厚いというかしっかりとした紙ですよ。

新保課長： そうです。

今本委員長： 柄がついている訳ではないですよ。

新保課長： 意匠は伴いません。

木村委員： フルカラー印刷と選定理由に書いてありますが、赤とか黄色とか入っていないようですが、それでもカラー印刷なのですか。

石野係長： クラス1がフルカラー印刷のできるということで、フルカラー印刷、冊子、パンフレット、ポスター等の一つの例示でフルカラー印刷と書いてあります。

木村委員： 印刷は印刷と製本とは工程が違いますよね。印刷とは面付をして切って折ったときにページになるように印刷をして合わせてから見返しは別工程でつけるのですよね。

石野係長： 別工程です。製本機械を持っているところが少なくなっているの、難しいと思います。

井部委員： 概要欄の部数 300 冊についてですが、300 冊全部を保存するわけではないと思いますが、保存するもの以外はどのようなところに行くのでしょうか。どのような数え方で 300 冊なのでしょう。最小単位が 300 冊なのでしょう。

- 新保課長： 部数については、300冊は基本的に文化庁の国の補助対象部数が300冊になっています。それに準じた数の300冊を設定しています。この300冊をどこでどう使われているかは、国会図書館、県、県内各自治体に送られ参考文献として活用されています。
- 井部委員： 最大で300冊分の補助が受けられるということでしょうか。それとも300冊以上印刷しないと補助が受けられないということでしょうか。
- 新保課長： 最大300冊までが補助対象でそれ以上を印刷したい場合は補助対象外として取り扱われるようになります。
- 井部委員： 追加で印刷したことはなく300冊で足りるのでしょうか。
- 新保課長： はい。そうです。
- 今本委員長： 今後、電子的に保存するとかも有りうると思うので、300冊が絶対ではなくて上限なのであればもっと少なくする余地はあるのでしょうか。経費が節減されるでしょうから。
- 新保課長： 部数が300冊から100冊になってどれだけ印刷製本の経費が縮減されるか比較はしていませんが、現状の社会の流れとしては紙ベースと同時にデジタル化も進んでおりますので、その流れで行くのかと思いますが、一方でデジタルが進んでいる社会であって、デジタルデータの保管保存の危険性もすでに明らかになっていることから、文化庁としては300冊までは補助対象とし非効率であったとしても紙ベースで印刷保管する方がベストであろうという考えかと思えます。
- 今本委員長： よく分かりました。ありがとうございます。
- 今本委員長： ほかに御質問や御意見がありましたらお願いします。
- 全委員： (意見等なし)
- 今本委員長： なければ、No.8の案件は、これで終わりたいと思います。

《No.9 水道メーター修理再検定委託》

- 今本委員長： 続きまして、ここからはガス水道局の案件になりますが、No.9の案件は、落札率が低いという理由から抽出していただきました。何か補足はありますか。
- 池田委員： ありません。
- 今本委員長： なければ、城川係長から説明をお願いします。
- 城川係長： この業務は、計量法に定められている検定期間である8年を過ぎた使用済水道メーターを修理し、再度検定を受けたものを納入するものです。
- 予定価格の算出に当たっては、担当課において、本案件で指名した13者のうち、市内本社業者2者及び市内営業所業者1者の合計3者から事前に参考見積りをいただき、そのうちの最低価格を予定価格としました。
- その後の入札における入札額については、資料に記載のとおりでございます。

参考見積り業者に、参考見積り額と入札額の乖離について確認したところ、参考見積り額及び入札額とも、水道メーターの修理を行うメーカーから提示される価格を基に価格を算出したものであるとのことでした。

具体的には、参考見積り時においては、金属をはじめとする材料の価格変動が大きいと、メーカーは安全を考慮して高めの価格を提示し、入札時は契約を前提とした安い価格で提示した、とのことでもあります。

このような理由から、予定価格と落札価格の差が大きくなり、落札率が低くなったものと考えております。

今本委員長： 只今の事務局の説明に対し、御質問や御意見がありましたらお願いします。

木村委員： 仕事の内容がよく分からなかったです。家庭用の使用済みのメーターを修理して再利用するものでしょうか。

城川係長： 水道メーターは検定期間があり、8年使用すると使えなくなるのですが、筐体とかはまだ使えますので、一旦、取り外しをしてメーカーに送り細かな部品とか消耗品を交換してもう一度、計量法に規定されている検定を通して新品のような状態のものを納入してもらい、お客様の家に設置する内容になっています。

木村委員： どのようなサイクルでやっているのでしょうか。落札した業者が在庫をいくつか持って各家庭に行き交換して古いやつを持ってきて、修理に出して順番にまわして常時、在庫をある程度ためておくのでしょうか。

城川係長： ガス水道局にメーターを保管しておく倉庫がありまして、ガス水道局がお客様の家から8年過ぎたメーターを外してまいりまして、ガス水道局の倉庫に保管してそれをメーカーから取りにきてもらい工場に修理後、倉庫に納入してもらうまでの業務です。

木村委員： 落札した業者は、ガス水道局にあるメーターを交換してくれる作業なのですね。

城川係長： 倉庫にあるメーターをメーカーの工場に持って行って修理してまた倉庫まで持ってくるという流れです。

木村委員： 一般家庭の交換ではないのですね。

城川係長： そうではないです。

木村委員： ガス水道局とメーカーとのやりとりですね。

城川係長： ガス水道局の倉庫にあるものをメーカーまで持って行ってもらい修理して修理したものをまた倉庫までもってきてもらう業務です。

木村委員： メーターなので業種が物品ではないかと思いました。そのような業務なので役務なのですね。

城川係長： 修理していただくので役務です。

木村委員： メーカーに送ってかえってくるのもメーカーにお金を払うのもその業者が行うのですね。

城川係長： そのとおりです。

木村委員： メーカーにお金を払うのは、壊れている内容によってたくさんお金がかかったり安くなったりすることはないのでしょうか。

城川係長： メーターを一つ一つ見るとあるかもしれませんが、個数を提示してそのようなことは関係なく何個をいくらでできますかという仕様書になっています。

木村委員： 見積としては、安くできるメーターばかりだと業者が丸儲けではないでしょうか。

西山課長： 総務課の西山と申します。

メーターについては検定期間が8年となっています。検定をとるために改めてメーターの中の部品を取り換えて、水道メーターとして設置できるものを作ってもらいますので、取り換える部品も決まっています。メーターが壊れていれば回りませんので、壊れていなくても8年を過ぎると検定が切れていますので、水道の量のやり取りはできなくなります。水道の量のやり取りをするために水道メーターの中身の交換をして検定をとってもらうというのが今回の委託の中身となります。中身が壊れている壊れていないというところはこの業務に関係ありません。

木村委員： 壊れていようがいまいが期間を過ぎたら交換してくださいということで、メーターによって部品の交換が多いとか少ないとか誤差は出ないということですね。

西山課長： 検定をとるための仕様となりますので、それぞれのメーターに係る費用は同一となります。

木村委員： 分かりました。

今本委員長： ほかに御質問や御意見がありましたらお願いします。

全委員： (意見等なし)

今本委員長： なければ、No.9の案件は、これで終わりたいと思います。

《No.10 漏水調査業務委託》

今本委員長： それでは最後になりますが、No.10の案件は、随意契約を選択された理由を確認したいということで何か補足はありますか。

池田委員： ありません。

今本委員長： それでは、城川係長から説明をお願いします。

城川係長： この業務は、上越市内の需要家について、量水器（水道メーター）に漏水音自動判別式電子音聴器を当て、漏水の有無を調査するものです。

委員の抽出理由である随意契約を選択された理由を確認したい。について説明します。

本業務委託の内容は、水道を使用していないときに、水道メーターに「漏水音自動判別式電子音聴器」・・・音を聴く機器、と書きますが・・・これ

を当てて、ボタンを5秒間押すことで測定結果を記録させ、漏水の有無を調査するものであり、1件当たりの作業時間は2〜3分かかります。

一方、水道メーターは、毎月、地域によっては2か月に1回、使用量の検針を行っており、その検針業務は、当局の料金徴収業務に含め、本委託業務の契約業者と同じ業者である新潟サンリン株式会社上越支店に対し、令和2年度から令和6年度までの5年契約で委託しているところでありま

ず。
局といたしましては、本委託業務の内容や委託場所、1件当たりの作業時間等を考慮すると、本委託業務を、料金徴収業務の委託先である事業者が水道メーターの検針時にあわせて実施することによって、委託料を抑えられることが明白であり、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するため、随意契約としたものであります。

説明は以上です。

今本委員長： 只今の事務局の説明に対し、御質問や御意見がありましたらお願いします。

池田委員： 料金徴収業務をしているのは新潟サンリン(株)のみでよかったですでしょうか。その一者は料金業務をやるのに5年間の契約ということでしょうか。

城川係長： そうです。

池田委員： そうすると来年までその契約があって一緒にやれるからいいということですよ。

城川係長： そうです。

池田委員： 例えば来年、契約が終わって別の業者になった場合は、そちらにお願いするようになるのでしょうか。

城川係長： そのような形になります。

池田委員： その方が利便性があって、同じことを同じ場所でやれるということでしょうか。

城川係長： お客様も1回しか入らない方がいいですし、2回に分けて入られると嫌がるお客様もいると思います。

池田委員： 概要に20,061戸とありますが、上越市の中で一部ということでしょうか。

城川係長： 4年間で全てをまわるような件数となっています。

池田委員： 1年間に20,061戸まわってそれを4年かけて、全市域をまわるということなのですね。

城川係長： そうです。

池田委員： はい。分かりました。

今本委員長： 他はいかがでしょうか。

木村委員： 漏水は家庭側ですか。それとも道路側ですか。

城川係長：　メーターよりも道路側の漏水の調査です。

木村委員：　メーターのところでやるのでしょうか。

城川係長：　メーターのパイロットが回っていると屋内の方で漏水がありますよという印になりますので、それが回っていない状態で水道メーターに漏水音自動判別式電子音聴器を当てて音を聞くと、メーターよりも道路側で漏れている音がすれば漏水が分かるということです。

木村委員：　本管からくる音が分かるということですね。

城川係長：　はい。そうです。

木村委員：　分かりました。

工期についてですが、冬期は雪が積もっているとメーターが見れないから平均値で請求していますよね。3月ではなく12月が適正な時期ではないでしょうか。

城川係長：　雪がなく見れる地域については、実際には見えています。

木村委員：　今回の20,061戸は直江津地区ですか。それとも山側の地区ですか。

城川係長：　今回は直江津です。

木村委員：　そうであれば3月でもできるのですね。

城川係長：　そうです。

木村委員：　はい。分かりました。

今本委員長：　選定理由の地方公営企業法施行令21条の14第1項第2号に「不動産の買入れ又は借入れ、地方公営企業が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」とありますが、この契約はその他の契約になるのでしょうか。

城川係長：　そうです。「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」という時で、契約の目的物が特定の物でなければ納入できない場合というものもあり、検針をしているものでなければ行うことができないという所も該当するのかなあと思っています。

今本委員長：　競争入札に付することが不利と認められる時とかでしょうか。

城川係長：　そうです。

今本委員長：　確認させていただきました。ほかに御質問や御意見がありましたらお願いします。

全委員：　（意見等なし）

今本委員長：　なければ、No.10の案件は、これで終わりたいと思います。

【閉会】

今本委員長：　以上で今回の審議は全て終了しました。事務局から何かありますでしょうか。

今井課長：　それでは、2点お願いします。まず1点目は、令和5年度第3回会議の

審議案件の抽出者は、井部委員にお願いしたいと思います。井部委員には、改めてご連絡しますのでよろしくお願い致します。

2点目は次回の会議につきましては、12月下旬を予定しております。詳しい日程については委員の皆様とご相談の上、ご案内いたしますのでよろしくお願い致します。事務局からは以上です。

今本委員長： それでは、これで本日の会議を終了いたします。皆様お疲れ様でした。

9 問合せ先

契約検査課

TEL：025-520-5644

E-mail：keiyakukensa@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。